

役員等報酬・出張及び旅費規程

社会福祉法人 ふじみ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふじみ会(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、役員等とは理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び定款第21条に定めるところにより別表1の報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(出張旅費・交通費費用弁償)

第5条 役員等がその職務を行うために出張する場合は、別表2によりその費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する。

別表1

	報酬(年間)
役員等	8,150円

別表2

	自動車	バス	鉄道	船舶 航空機	宿泊料
役員等	実費	実費	実費	実費	実費